

改正案

現行

<p>（信用金庫の事業） 第五十三条（略） 2、4（略） 5 第三項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引 それぞれ証券取引法第二条第八項第三号の二又は第十八項から第二十一項まで（定義）に規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引をいう。</p> <p>二、三（略） 四 金融先物取引等 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第九項（定義）</u>に規定する金融先物取引等をいう。 五 金融先物取引等の受託等 金融先物取引法<u>第二条第十項（定義）</u>に規定する金融先物取引等の受託等をいう。</p> <p>6、17（略）</p>	<p>（信用金庫の事業） 第五十三条（略） 2、4（略） 5 第三項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引 それぞれ証券取引法<u>第二条第八項第三号の二又は第十四項</u>から第十七項まで（定義）に規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引をいう。</p> <p>二、三（略） 四 金融先物取引等 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第八項（定義）</u>に規定する金融先物取引等をいう。 五 金融先物取引等の受託等 金融先物取引法<u>第二条第九項（定義）</u>に規定する金融先物取引等の受託等をいう。</p> <p>6、17（略）</p>
--	--